第２章

災害対策本部

１　災害体制の推移と災害対策本部の設置

(1) 本市の災害体制

本市では，「呉市地域防災計画（平成29年８月修正）」において，風水害や地震等による災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，災害の発生を防ぎ，又は被害の拡大を防止するための措置及び被災者への応急的救助の措置等を推進するため，災害発生の危険度・緊急度に応じて，次のとおり災害対応における体制を定めていた。

表　呉市の災害体制（風水害）

危険度・緊急度	体制	発令・設置基準
低い	災害監視体制	・水防に関する気象等の注意報が発表されたとき
↑	災害注意体制	・市域を含む地域に大雨警報若しくは洪水警報等が発表されたとき ・広島県から水防警報が発表されたとき，又は水位到達情報が通知されたとき ・台風の接近が見込まれるとき ・市域に高潮注意報が発表され,今後も潮位の上昇が見込まれるとき
	災害警戒本部体制（警戒体制）	・市域を含む地域に大雨警報若しくは洪水警報等が発表され，相当の降雨が予想されるとき ・河川に氾濫注意情報が発表されたとき ・台風の接近が予想されるとき ・市域に高潮警報が発表され，今後も潮位の上昇が見込まれ，被害が発生し，又は発生するおそれがあるとき
↓	災害対策本部体制（非常体制）	・総合的な対策を講ずるため，特に市長が必要と認めたとき ・市域を含む地域に大雨警報若しくは洪水警報等が発表され，相当の降雨が予想され，かつ，相当の規模に及ぶ被害が発生し，又は発生するおそれがあるとき ・広島県から土砂災害警戒情報が発表されたとき ・本市を含む地域に特別警報が発表されたとき
高い		

(2) 災害体制の推移

本市では７月５日（木）８時８分の大雨注意報発表を受けて災害監視体制をとり，水位や潮位，雨量等の水災に関する情報収集活動を開始した。

そして，翌６日（金）５時40分の大雨警報発表による災害注意体制の発令，同日17時の災害警戒本部の設置と，気象の状況を踏まえて順次体制を整え，その間，避難準備・高齢者等避難開始や一部地域への避難勧告の発令等を行った。

その後，同日18時10分の土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い，同日19時に呉市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置して以降，市内全域への避難勧告・避難指示（緊急）の発令，避難所の運営をはじめ，国・広島県等の関係機関との連携の下，人命救助や被災者の支援，断水地域への応急給水，被災箇所の応急復旧，災害廃棄物の収集・処理，交通対策等の災害応急対策を実施した。

表　気象・避難情報と災害体制の推移

日付	時刻	気象情報と避難指示等の内容	災害体制
7/5(木)	8:08	大雨注意報発表	8:08 災害監視体制
	16:33	洪水注意報発表	
7/6(金)	5:40	大雨警報発表	5:40 災害注意体制
	7:45	避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:市内全域)	
	10:06	洪水警報発表	
	18:00	避難準備・高齢者等避難開始発令(洪水:二河川)	17:00 災害警戒体制
	18:10	土砂災害警戒情報発表	
	18:20	避難勧告発令　(土砂:昭和・安浦・郷原)	
	19:10	〃　(土砂:市内全域)	19:00 市災害対策本部体制 ※9/11(火)廃止 呉市災害復興本部へ移行
	19:30	〃　(洪水:二河川)	
	19:40	大雨特別警報発表	
	20:00	避難勧告発令　(洪水:黒瀬川)	
	21:05	避難指示(緊急)発令(土砂:市内全域)	
	21:15	〃　(洪水:二河川)	
	21:30	〃　(洪水:野呂川)	
	21:40	〃　(洪水:黒瀬川)	
7/7(土)	10:50	大雨特別警報解除・大雨警報発表	
	(※以降，各気象情報・避難指示等は段階的に解除)		

ほぼすべての谷から土石流が発生したことを物語る爪痕(安浦町中畑地区)

2 災害対策本部の組織と活動

(1) 災害対策本部の組織

豪雨災害に迅速かつ的確に対応し，市民の安全の確保を図るため，７月６日(金) 19時に市役所２階の防災会議室へ市災害対策本部を設置した。

市災害対策本部は，災害対策本部会議，同事務局及び各対策部等で構成し，本体制により災害応急対策などの様々な対応を行うこととなった。

災害対策本部会議は，呉市災害対策本部条例の定めるところにより，市長を本部長とし，災害応急対策などの実施上の重要事項等について協議して基本方針等を決定した。

また，市災害対策本部の事務局は総務部危機管理課に置かれ，危機管理監を事務局長とし，同課職員及び関係各課等から派遣された職員により，市災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集や報告を行うとともに，決定事項等について各対策部に周知を図るなど，災害応急対応等に係る事務を各対策部と連携して実施した。

そして，陸上自衛隊，海上自衛隊，国，広島県，広島県警察，気象庁(広島地方気象台)等の関係機関とも連携し，必要に応じて災害対策現地情報連絡員(以下「リエゾン」という。) 等の災害対策本部事務局への派遣要請を行うとともに，共同して迅速な情報収集・分析等を行い，人命救助や捜索活動，給水支援をはじめ，被災者に対する各種支援を展開した。

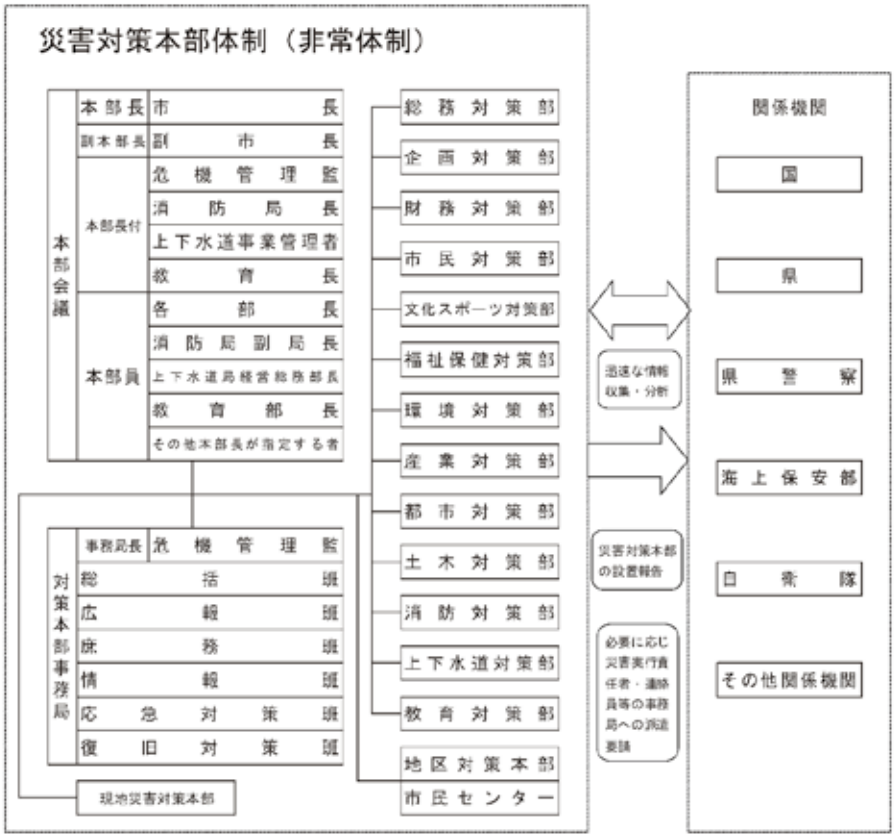

図　市災害対策本部組織図(出典:呉市地域防災計画(平成29年８月修正))

※平成30年７月豪雨における災害対応の教訓・課題等を踏まえ，令和元年度に呉市地域防災計画の大幅な改訂を行った。

⑵ 災害対策本部の活動

① 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局は，前述のとおり，本部における災害応急対応に関する迅速な意思決定のための情報の収集・報告を行うとともに，決定された対策等について各対策部に周知を図るなど，各対策部や防災関係機関等と連携して災害応急対応に当たった。

表　災害対策本部事務局の組織体制と主な業務内容

区　分		主な業務内容
総　括　班		○　気象情報等の収集や伝達 ○　市民への避難勧告等の避難情報の発令や災害関連情報の伝達 ○　事務局内の各班の調整 ○　自衛隊，海上保安部，ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ，ＤＭＡＴ等の応援要請及び広島県や防災関係機関との連絡調整 ○　災害救助法の適用判断 ○　防災行政無線等の通信機器の点検や修繕
広報・情報班		○　市民や報道機関への情報提供 ○　災害に関する記録の作成（写真やビデオ等） ○　災害情報や被害情報の把握，整理 ○　災害情報等の分析や災害対策本部会議等の資料作成
庶　務　班		○　住民からの問い合わせ及び本部窓口における受付対応（業者，市民，ボランティア等） ○　市議会議員からの電話やメール等による要望等の受付・整理 ○　本部従事職員の労務管理（勤務時間の調整等） ○　ボランティア活動支援者への「災害派遣等従事車両証明書」の発行
応急対策班	物資対策	○　備蓄食料の配分，供給 ○　被災者に必要な食料，飲料水，生活必需品等の調達，配分，供給 ○　国，広島県，他市町などへの救援物資の要請及び受入並びに物資輸送や集積場所の確保，在庫管理
	避難所対策 ※７/14（土）避難所長期対策班に改編	○　避難所との連絡調整 ○　避難者のニーズに基づく水や食料，生活必需品の支援，クーラーや空気清浄機の確保，入浴支援（送迎付き）等 ○　特に被害が大きかった天応地区（吉浦新出町を含む），安浦地区及び長期の断水が見込まれた川尻地区の住民の生活環境の向上を図るため，７月19日（木）に本部直轄の地域特別対策チームを新設 （→現地と対策本部や各対策部等との総合調整役として機能） ○　避難者の応急仮設住宅への入居や被災住宅の応急修理等の調整
	救出救助対策	○　被災者の救出活動や行方不明者の捜索に係る支援部隊との調整 ○　被災者の救出や行方不明者の捜索に伴う重機の手配及び支援従事者の宿営地等の確保
	医療・救護対策	○　医師会，歯科医師会，薬剤師会等との連絡調整 ○　他機関からの医療従事者や他市町からの保健師等の受援調整 ○　避難行動要支援者に対する安否確認と福祉避難所への受入等の調整 ○　断水となった医療機関への給水支援 ○　浸水家屋や敷地の消毒のための消毒液や噴霧器，マスクの手配 ○　遺体安置所の設置と一時保存に伴う腐敗防止措置の準備

区　分	主な業務内容
復旧対策班 （住宅・廃棄物対策）	○　被災者への公営住宅や応急仮設住宅等の住宅の手配 ○　道路や河川における障害物（土石，流木等）の除去や応急復旧 ○　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動場所等の調整 ○　民家に流入した堆積土砂やがれきの撤去 ○　災害廃棄物の収集運搬や一時保管場所の確保
孤立対策班 （孤立集落対策）	○　孤立している集落等の調査及びニーズ把握 ○　孤立集落に対する水や食料など物資の搬送，供給 ○　孤立解消に向けた道路等の応急復旧の要請や手配
防災関係機関 （リエゾン）	○　陸上自衛隊や海上自衛隊，国，広島県警察から派遣されたリエゾンの被災現場等における応急救助や被災者支援等に従事する部隊等からの情報の収集・提供等の連絡調整　ほか

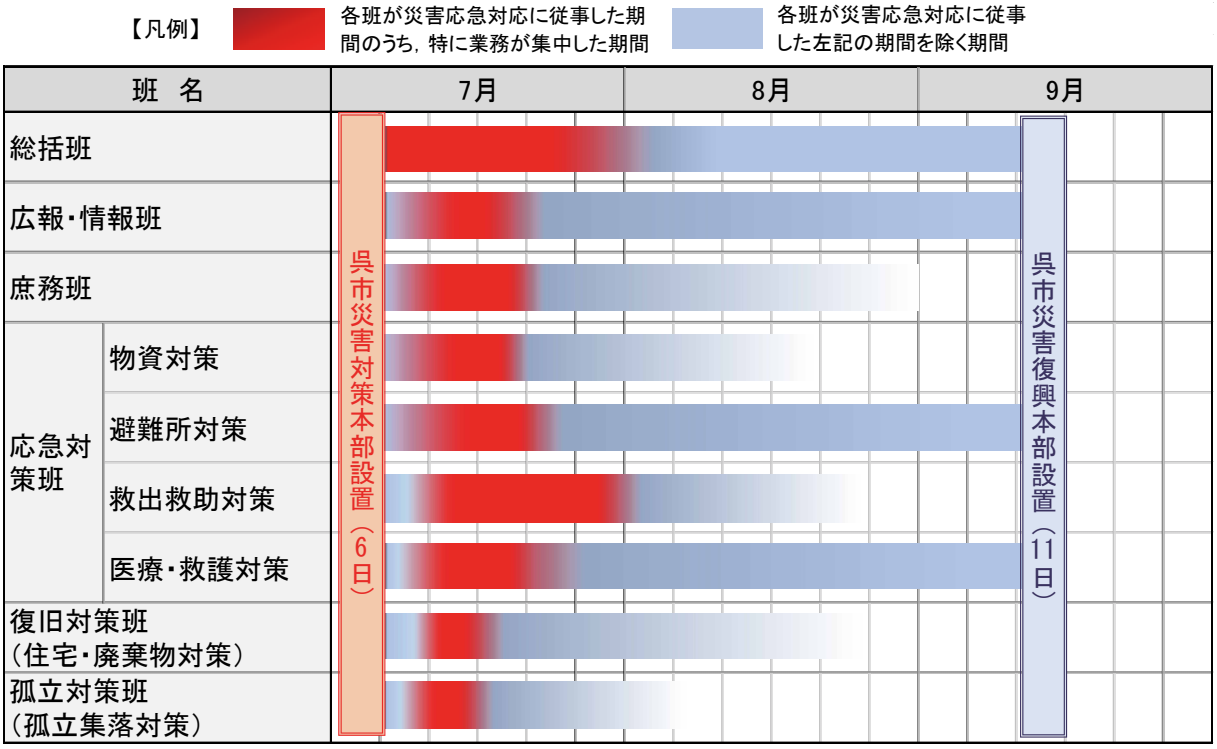

図　災害対策本部事務局の活動実績

※呉市災害復興本部を設置して以降は，「災害復旧・復興に向けた組織体制」として，分野別に８つのプロジェクトチームを置き，被災者支援や災害復旧等の取組を実施

災害対策本部事務局

毎朝開かれた事務局ミーティング

② 災害対策本部会議

本市は，７月６日(金)19時に災害警戒体制から市災害対策本部に体制を切り替え，災害応急対応に全力を傾注することとなったが，人命救助や被災者の支援，断水地域への応急給水，被災箇所の応急復旧など，対応すべき課題は山積していた。

このため，翌７日(土)４時に，第１回目の災害対策本部会議を招集した。

本部会議には，陸上自衛隊や海上自衛隊をはじめ，国や広島県，広島県警察，気象庁(広島地方気象台）等の関係機関にも参加を要請し，今後の災害応急対策に関する基本方針などを協議するとともに，災害対策本部及び関係機関等の取組や課題，今後の対応等の情報を共有することで，意思の統一による協力体制の構築を図ることとし，以降，９月11日(火)に市災害対策本部が廃止されるまでの間，原則として毎日15時に会議を開催した。

災害対策本部会議

平成30年３月に総務省が導入した被災市区町村応援職員確保システム(Ｐ200・201参照)により，兵庫県から派遣された災害マネジメント総括支援員(Ｐ208・209参照)から，**「市民は情報が無いとストレスが溜まるため，災害対策本部の会議をオープンにして情報を公開すべき。」**との助言を受け，７月13日(金)から本部会議を報道機関に公開した。

また，会議終了後には，記者会見を実施し，併せて，会議資料を市ホームページで公開することとした。

災害対策本部会議終了後の記者会見

③ 市長メッセージ

災害対策本部会議終了後の記者会見や会議資料の市ホームページへの掲載に加え，市長自らの声で市民や観光業をはじめとする中小企業・小規模事業者の方々，そして，職員に直接呼び掛けを行うため，市ホームページ等により「市長メッセージ」を発信した。

発災翌日の「市長メッセージ」

呉市民の皆様へ

このたびの豪雨によりお亡くなりになられた方に，心からお悔やみ申し上げます。
また，負傷や被災された皆様に，心からお見舞い申し上げます。
自衛隊や県にも出動をお願いし精一杯の救援をしていただいているところです。
また消防局を始め職員も救援と復旧にできる限りの努力をしております。
上水道の断水や道路の不通により，市民の皆様に大変ご不便をおかけしております。
市役所としても市民の皆様の日常生活を支え守るため，一日も早い復旧と復興に最大限の努力をして参ります。
市民の皆様にも，お互い助け合って対応していただきますようお願いいたします。
また，節水にお努めいただきますようお願いいたします。

平成30年７月７日　　呉市長　新原　芳明

発災から１か月後の「市長メッセージ」

呉市民の皆様へ

この度の豪雨（平成30年７月）災害によりお亡くなりになられた24名の方々そしてご家族の皆様に心からお悔やみ申し上げます。いまだになお，お一人の方の安否が分かっていません。ご家族やご友人の方々のご心痛をお察しいたします。また，負傷や被災された皆様，現在も避難所で生活されている皆様には，お見舞い申し上げます。
豪雨直後は交通網が寸断，陸の孤島となり，また，土砂崩れ等により，水道施設が各所で損壊，市内の各地域で水道が断水しました。また激しい渋滞により，市民の皆様に長期にわたりご不便をおかけしております。
この間，国・県・自衛隊をはじめ，多くの関係機関に支援・協力をいただきました。心から感謝申し上げます。
今後も引き続き，市民の皆様が被災前の当たり前の生活を取り戻せるよう，そして，呉市の復興に向け，呉市を災害に強い幸せで魅力ある都市として復活，再生できるよう，市民の皆様と力を合わせて全力を尽くして参ります。

平成30年８月６日　　呉市長　新原　芳明

④ 情報発信・広報

発災以降，市民ニーズや被災者を取り巻く状況が時々刻々と変化していく中，本市においては，その時々に市民等が必要とする情報を迅速かつ的確に，そして分かりやすく提供していく必要があった。

そのため，総務部秘書広報課では，７月10日(火)から市ホームページのトップ画面を緊急災害時専用に切替え，気象や防災，避難場所，ライフラインなどのカテゴリーごとに情報を整理して発信することとした(緊急災害時専用トップ画面は12月末まで継続)。

また，市公式フェイスブックや呉氏(くれし）公式ツイッターを活用して情報を発信することで，ホームページ掲載情報への誘導の役割を果たした。

そして，市内に在住する外国人への対応として，本市や国際交流協会のフェイスブックから，外国人が読みやすい「やさしい日本語」で避難情報や被災者支援制度に関する情報を発信した。

このほか，市政だより９月号への被災された方々に対する市長メッセージなどの掲載や「平成30年７月豪雨被災された方の生活支援(冊子版)」の折り込みに加え，財務部収納課による罹災証明書発送時の「被災された方の生活支援に関する問い合わせ対応窓口一覧」の同封やテレビ広報番組の活用などにより，被災者支援に関する各種制度等の周知に努めた。

緊急災害時専用トップ画面

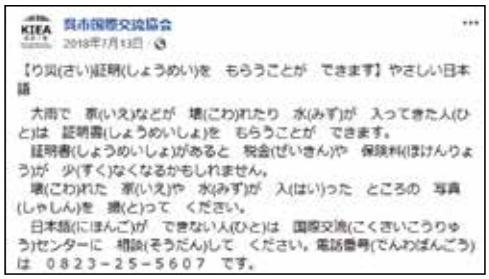

国際交流協会のフェイスブックによる
罹災証明書に関する情報発信

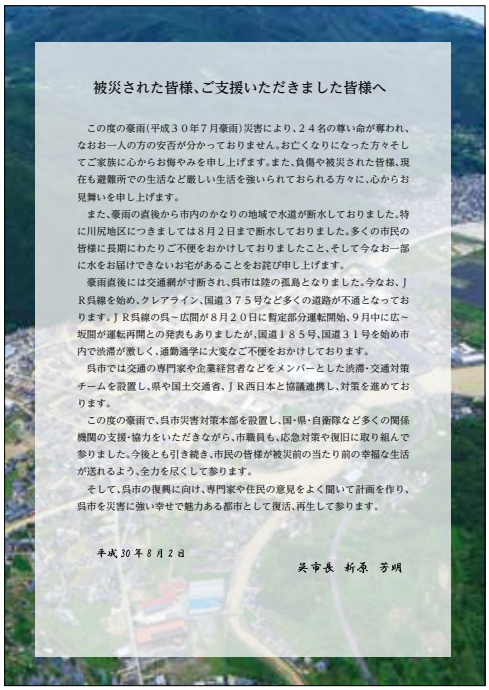

市政だより 平成30年９月号(８月10日発行号)

⑤ 各対策部の取組

今回の豪雨災害においては，災害対策本部事務局を中心に，総務・企画等の各対策部が連携し，避難所等への職員配置や他自治体からの応援職員の受入，渋滞・交通対策，道路等の応急復旧，災害廃棄物の収集・処理などの災害応急対応に当たった。

【ア　総務対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
総務部長	庶務班（総務課），動員班（人事課），秘書班（秘書広報課），東京連絡班（東京事務所）

主な取組

○ **豪雨災害支援金（一般寄附金）の受納**
豪雨災害支援金（一般寄附金）の広報，申込受付，受納手続，目録贈呈等の調整等
（Ｐ226「豪雨災害支援金（一般寄附金）」を参照）

○ **被災者支援制度の取りまとめと市ホームページ掲載**
各対策部が行う被災者支援制度を一覧表に取りまとめ，市ホームページへ掲載

○ **庁舎及び来庁者駐車場運営管理**
災害対応拠点としての施設環境の整備・管理運営

（施設環境の主な整備内容）

・災害拠点スペースへの転換活用
（くれ絆ホールの平土間化，地域協働スペースのボランティア拠点化等）
・来庁者駐車場出入りゲートの常時開放（７／９（月）～ 23（月））
・庁内セキュリティの調整（ＩＣカードの臨時作成等）
・電話回線の増設・移設，電子複写機の代替機設置等　ほか

○ **市職員の動員**
避難所・市民センター（天応・安浦・吉浦・川尻）への配置，応急給水への対応　ほか

○ **他自治体等からの派遣職員の受入**
被災市区町村応援職員確保システムや相互応援協定，地方自治法等に基づく他自治体等からの派遣職員の受入

（派遣職員による主な支援の内容）

災害マネジメント総括支援員，避難所等の運営支援，住家被災調査，給水，土木現地調査，罹災証明・災害見舞金受付　ほか
（Ｐ208 ～「本市への応援職員の派遣」を参照）

【イ　企画対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
企画部長	情報班（企画課・資産経営課・情報統計課）

主な取組

○　**住民説明会の開催**

広島県と合同で，特に被害が大きかった天応・安浦地区において，応急復旧と生活再建に至るまでの工程等に関する住民説明会を開催

（P168・169「応急復旧と今後の取組についての説明会」を参照）

○　**ふるさと納税の活用**

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用した災害支援の寄附受付と鳥取県大山町（旧名和町），茨城県常総市，石川県加賀市における代理受納

（P225「ふるさと納税を活用した災害復興支援金」を参照）

○　**地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用**

企業版ふるさと納税の対象事業として認定を受けた『住みたい行きたいまちづくり事業～平成30年７月豪雨災害からの復興に向けて～』への企業からの寄附受付

（P227「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用」を参照）

○　**視察等対応**

内閣総理大臣，国土交通大臣，環境大臣，防衛大臣等の視察等への対応

（P70～「視察対応」を参照）

○　**渋滞・交通対策**

今回の豪雨災害により発生した慢性的な交通渋滞に対応するため，都市交通の専門家や経済団体，関係行政機関からなる「呉市渋滞・交通対策チーム」を設置し，国・広島県等と連携・調整しながら，渋滞・交通対策を実施

（P185～「交通機関の対策」を参照）

（渋滞・交通対策の主な取組）　　※下線の取組は都市対策部において実施

- ➢　バス利用・マイカー相乗り等の実施を呼び掛け（７/18（水））
- ➢　バス・自転車・バイク利用の呼び掛け（７/20（金））
- ➢　呉駅西駐車場の開場時間の繰り上げ（７/21（土）～10/31（水））
- ➢　広島呉道路（坂北ＩＣ料金所）へのバス専用レーン設置（７/26（木）～９/27（木））
- ➢　災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」の運航（７/30（月）～８/22（水））
  （呉中央桟橋～川尻西港桟橋間）
- ➢　企業通勤バスの広島呉道路の優先通行（８/２（木）～９/27（木））
- ➢　災害時緊急輸送船「キャットクルーズ２」の運航（８/７（火）～８/22（水））
  （呉中央桟橋～仁方桟橋間）
- ➢　「災害時バス位置情報提供システム」の試行運用（８/20（月）～９/７（金））

【ウ　議会対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
議会事務局長	議会班（議会事務局庶務課・議事課）

主な取組

○　**災害関連情報の集約及び災害対策本部事務局への伝達**
（Ｐ65 ～「市議会の対応」を参照）
議員が入手した道路・河川等の被災状況等の情報を集約して災害対策本部事務局へ伝達
（※対応状況等について，本対策部から議員へ回答）

【エ　財務対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
財務部長	財政班（財政課），管財班（管財課），契約班（契約課），調査班（収納課・資産税課・市民税課），会計班（会計課）

主な取組

○　**災害対応予算の編成**　（Ｐ77・78「災害対応予算の編成」を参照）
災害対応や復旧作業を迅速に行うための補正予算の編成

○　**災害復旧事業に係る地方債の起債同意手続**
災害復旧事業債の発行に必要な起債同意手続（災害査定等）の実施

○　**公共施設等の被害状況の集約・報告**
公共施設等の被害状況の取りまとめと報告

○　**普通財産等の提供**
災害応急対応に必要な普通財産等の緊急使用許可

災害応急対応に使用した普通財産等

区分	箇所数	備考
土砂・廃棄物仮置場	18か所	二川駐車場(グラウンド)ほか17か所
臨時駐車場	2か所	旧五番町小学校・西中央ビル1階
救援物資置場	1か所	旧五番町小学校1階教室
仮安置所	1か所	旧五番町小学校1階教室
合　計	22か所	

○　**災害対応契約事務**

７/９（月）	災害復旧関連品購入手続きの簡素化
７/23（月）・31（火）	応急対応を要する緊急災害復旧工事等に係る発注・契約事務の迅速化・簡素化
８/20（月）	今後の工事発注見込みの精査（入札契約制度検討委員会）
８/30（木）	災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務できる工事件数の緩和

○　**罹災証明書等の発行**
被災者の生活再建の第一歩につながる罹災証明書等の迅速な発行
（Ｐ142 ～「罹災証明書等の迅速な発行に向けた取組」を参照）

○　**税の減免及び申告・納付等の期限の延長**
国税に準じた市税の申告・納期等に関する期限の延長（告示）
（Ｐ162・163「期限延長・要件の緩和」を参照）

○　**公用車の集中管理と公用車等の燃料調達**
・上下水道局の給水活動への優先配車
・給油所に公用車への給油確保の依頼，給油カードの使用地域の拡大，現金払いによる燃料調達の実施，災害対応車両（自衛隊及びリース車両）の給油単価契約の締結

【オ　市民対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
市民部長	地域協働班（地域協働課），市民対策班（市民窓口課），市民センター班（各市民センター）

主な取組

○ **被災者支援窓口の設置**
被災者の生活相談や被災者支援に関する各種情報を提供する窓口として設置
（P156・157「被災者支援窓口の設置」を参照）

○ **くれ災害ボランティアセンターの運営支援**
呉市社会福祉協議会等と連携し，災害ボランティアの募集・受付・派遣調整等を行うくれ災害ボランティアセンターの運営を支援
（P218～「くれ災害ボランティアセンター」を参照）

○ **避難所の開設・運営と帰宅困難者への対応（市民センター）**
市民センター又はまちづくりセンターへの避難所の開設・運営と帰宅困難者への対応
（P88～「避難所の開設」を参照）

【カ　文化スポーツ対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
文化スポーツ部長	文化振興班（文化振興課・生涯学習センター），スポーツ施設班（スポーツ振興課），文化施設班（中央図書館）

主な取組

○ **所管施設や文化財等の被害状況の把握及び応急対策**
所管施設や文化財等の被害状況に関する情報の収集と必要な応急対策の実施

○ **所管施設による自衛隊災害派遣部隊の受入**
所管３施設を宿営地として自衛隊災害派遣部隊に提供

自衛隊災害派遣部隊に開放した施設

施設名	開放期間	受入人数
呉市総合体育館（オークアリーナ）	７/13（金）～８/５（日）	約800名
呉市総合スポーツセンター	７/18（水）～７/22（日）	約250名
呉市野外活動センター		約80名
合　計	3施設	約1,130名

自衛隊災害派遣部隊の宿営地となったオークアリーナ（7/13撮影）

○ **市プールのプール水の生活用水としての開放（川尻温水プール）**
プール水を生活用水として市民へ開放
（P129「生活用水の提供（学校等プール水）」を参照）

【キ　福祉保健対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
福祉保健部長	福祉保健班（福祉保健課），障害福祉班（障害福祉課），生活支援班（生活支援課），保険年金班（保険年金課），高齢者福祉班（介護保険課），子育て支援班（子育て支援課），子育て施設班（子育て施設課）
公立下蒲刈病院長	病院事業班（病院事業課）
保健所長	保健総務班（保健総務課），生活衛生班（生活衛生課），健康安全班（健康増進課）

主な取組

○　**災害救助法に基づく救助経費の取りまとめ**
全対策部の求償関連事務の総括

○　**医療機関や社会福祉施設等への給水支援**
広域断水の発生に伴う医療機関や社会福祉施設等への給水支援活動
（Ｐ126・127「医療機関等への給水支援」を参照）

○　**医療・救護・保健衛生活動**
・日本赤十字社広島県支部等による避難所における救護所の開設と医療救護班の派遣による被災者や避難所における医療の応援
・関係機関との連携による避難所を中心とした被災者の心身の健康維持の実施
（被災者の心のケア，感染症対策，夜間看護，リハビリ，巡回・個別相談等）
（Ｐ92・93「避難所での健康管理，心のケア，衛生指導」を参照）
（Ｐ110 ～ 「医療・救護・保健衛生活動」を参照）

○　**在宅被災者等への対応**
介護支援専門員協会等との協力による在宅被災者等への戸別訪問による状況把握
（Ｐ146・147「避難行動要支援者等への対応」を参照）

○　**消毒・防疫活動への支援**
道路等の防疫や被災家屋の消毒に使用する消毒液の配布
（Ｐ134・135「消毒・防疫活動」を参照）

○　**断水地区における生活支援**
断水の長期化に伴う洗濯支援サービス（川尻地区）や井戸の無料水質検査の実施
（Ｐ128「洗濯支援サービスの実施（川尻地区）」，Ｐ130「井戸水の無料検査」を参照）

○　**被災者の生活再建支援**
・災害に関する各種給付金の支給
・保険料等の減免や有効期限の特例延長，所得制限の緩和等
・被災者への貸付制度　ほか
（Ｐ158 ～「生活再建支援」を参照）

【ク　環境対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
環境部長	環境政策班（環境政策課），環境管理班（環境管理課），環境施設班（環境施設課），環境業務班（環境業務課）

主な取組

○　**通常収集ごみの対応**
・発災直後から，道路復旧に併せて通常どおりの収集を実施
・被害の大きかった地区については，代替のごみステーションを設置し収集を実施

○　**災害廃棄物等の処理**
今回の豪雨災害により発生した廃棄物混入土砂などの災害廃棄物等の処理及び半壊以上の家屋等や宅地内流入土砂混じりがれきの撤去
（P137～「災害廃棄物等の処理」を参照）

【ケ　産業対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
産業部長	商工振興班（商工振興課），観光振興班（観光振興課・海事歴史科学館学芸課），港湾漁港班（港湾漁港課），農林水産班（農林水産課）

主な取組

○　**帰宅困難者への対応（呉市きんろうプラザ）**
道路の被災やＪＲ呉線の不通等による帰宅困難者の一時待機所への受入
（P90「帰宅困難者への対応」を参照）

○　**支援物資の受入・配送**
全国各地からの飲料水や生活必需品等の受入・配送等
（P154・155「支援物資の受入・配送」を参照）

○　**商工業・観光関連事業者への復旧支援**
被災した中小企業や観光関連事業者への国・広島県等による復旧支援事業の周知と説明会の開催，被災施設の復旧費助成等
（P192～「事業者の復旧支援」を参照）

○　**農業者・漁業者への復旧支援**
被災した農業者や漁業者への国・広島県等の制度を活用した復旧支援
（P196～「農業者・漁業者への支援」を参照）

○　**阿賀マリノポリス地区における災害土砂等の受入と海上輸送**
当地区への災害土砂等の搬入と船舶による分別土砂等の広島港出島地区への海上輸送
（P139～「仮置場の設置」を参照）

【コ　都市対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
都市部長	都市計画班（都市計画課），交通政策班（交通政策課），建築指導班（建築指導課），住宅政策班（住宅政策課），技術監理班（技術監理室）

主な取組

○　**被災した宅地崖の相談・現地調査**
被災した宅地崖の復旧方法等に関する電話・窓口相談と現地調査
（Ｐ145「被災した宅地崖の相談，現地調査」を参照）

○　**被災した住宅の応急修理に対する支援**
半壊以上と認定された被災住宅の応急修理に対する支援
（Ｐ149「住宅の応急修理」を参照）

○　**公営住宅及び応急仮設住宅の提供**
住宅が被災した方等への公営住宅等及び応急仮設住宅の提供
（Ｐ150「公営住宅等の提供」，Ｐ151 ～「応急仮設住宅の提供」を参照）

○　**道路通行規制情報等の各種情報の提供**
市ホームページ等による道路通行規制情報・公共交通機関情報・乗り換え案内「通勤・通学情報」等の提供

○　**災害時緊急輸送バス待機場の提供**
呉～広島間「呉線災害時緊急輸送バス」の待機場として市民広場を提供（約30台利用）

○　**渋滞・交通対策**
今回の豪雨災害により発生した慢性的な交通渋滞に対応するため，都市交通の専門家や経済団体，関係行政機関からなる「呉市渋滞・交通対策チーム」を設置し，国・広島県等と連携・調整しながら，渋滞・交通対策を実施
（Ｐ185 ～「交通機関の対策」を参照）

（渋滞・交通対策の主な取組）　　※下線の取組は企画対策部において実施

- ➢ バス利用・マイカー相乗り等の実施を呼び掛け（７/18（水））
- ➢ バス・自転車・バイク利用の呼び掛け（７/20（金））
- ➢ 呉駅西駐車場の開場時間の繰り上げ（７/21（土）～ 10/31（水））
- ➢ 広島呉道路（坂北ＩＣ料金所）へのバス専用レーン設置（７/26（木）～９/27（木））
- ➢ 災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」の運航（７/30（月）～８/22（水））
  （呉中央桟橋～川尻西港桟橋間）
- ➢ 企業通勤バスの広島呉道路の優先通行（８/２（木）～９/27（木））
- ➢ 災害時緊急輸送船「キャットクルーズ２」の運航（８/７（火）～８/22（水））
  （呉中央桟橋～仁方桟橋間）
- ➢ 「災害時バス位置情報提供システム」の試行運用（８/20（月）～９/７（金））

【サ　土木対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
土木部長	土木総務班（土木総務課），土木維持班（土木維持課），土木整備班（土木整備課），営繕班（営繕課）

主な取組

○ **道路・橋梁の応急復旧**
道路や橋梁の崩土撤去・大型土のう設置，仮橋設置等
（P174「市道の応急復旧（崩土撤去等）」を参照）

○ **河川の応急復旧**
河川の埋塞土砂撤去，大型土のう設置等
（P175「河川の応急復旧（埋塞土撤去等）」を参照）

○ **農林道等の応急復旧**
農林道等の崩土撤去
（P175「農林道等の応急復旧（崩土撤去）」を参照）

○ **国土交通省中国地方整備局による河川土砂撤去・道路啓開等**
中国地方５県，広島市及び岡山市との間で平成21年６月17日に締結した「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」に基づく中国地方整備局による河川土砂撤去や道路啓開，二次災害防止対策等
（P181「応急対策の実施」を参照）

○ **宅地内の土砂・流木等の撤去**
土石流等により宅地内に流入した土砂や流木等の撤去

【シ　消防対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
消防局副局長	消防総務班（消防総務課），予防班（予防課），警防班（警防課），西署班・東署班・音戸署班（西消防署・東消防署・音戸消防署）
消防団長	消防団班（各消防分団・消防団室）

主な取組

○ **市消防局及び消防団による救出・捜索活動**
気象情報等に応じた水防体制の発令と救助要請への対応等
（P100～「市消防局及び消防団による活動」を参照）

○ **他機関による救出・捜索活動**
自衛隊や警察，緊急消防援助隊との連携による救出・捜索活動等の展開
（P106～「他機関による救出・捜索活動」を参照）

【ス　上下水道対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
経営総務部長	上下水道対策班（上下水道総務課・経営企画課），上下水道総務班（営業課）
建設部長	応急給水班（計画課・水道建設課），下水道管路復旧班（下水建設課）
施設管理部長	給水復旧班（管路管理課），水道施設班（浄水課），応急排水班（下水建設課），下水道施設班（下水施設課）

主な取組

○　**断水地域における給水活動**
市内各地で発生した断水に伴う各給水拠点での給水活動
（P120 ～「応急給水の実施」を参照）

○　**工業用水道ユーザーへの対応**
上水道の暫定的な供給や緊急時用連絡管の整備
（P183・184「工業用水道施設」を参照）

○　**被災施設の復旧**
損壊した上下水道管の修理，仮配管への切り替えや仮設ポンプ所の整備等
（P183「水道施設」，P184「下水道施設」を参照）

○　**料金の減免**
被災者に対する上下水道料金等の免除や断水に伴う基本料金の特別減免
（P162「その他の手数料・使用料等の減免」を参照）

【セ　教育対策部における取組】

組織体制	
部　長	構　成
教育部長	教育総務班（教育総務課），学校施設班（学校施設課），学校教育班（学校教育課），学校安全班（学校安全課），学校班（各学校教職員）

主な取組

○　**授業実施に係る対応と再開に向けた取組**
・市内の被災状況や学校施設の被災状況等を踏まえた臨時休業と授業の再開
・天応中学校の被災に伴う天応小学校への仮移転をはじめ，浸水した学校の土砂撤去や施設の消毒・修繕，通学路の安全確認
（P28・29「市立小・中・高等学校」を参照）

○　**被災した児童・生徒への支援**
被災した児童・生徒への心のケア，就学援助，学用品等の支給，通学支援等
（P165 ～「被災児童・生徒への支援」を参照）

○　**学校施設内水道施設及びプール水の生活用水としての開放**
市民への学校施設内水道施設の開放とプール水の生活用水としての開放
（P129「小・中学校等での取組」を参照）

3　市議会の対応

(1) 市議会の災害対応

今回の災害においては，「呉市議会における災害発生時の対応要領※1（以下「対応要領」という。）」に基づいて，前述のように市災害対策本部における議会対策部としての活動のほか，市議会としても市災害対策本部と次のように災害対応への協力・支援等を行うための対応を行った。

７月９日（月）には，対応要領に基づき，全議員へ安否メールを送信し，全員の生存を確認するとともに，他市からの行政視察の受入れや，常任委員会の視察（７月中旬～下旬予定）や議会報告会（７月31日（火）～８月３日（金）開催予定）等の市議会の行事を中止することを決定した。

なお，対応要領において，必要に応じて呉市議会災害対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することとしており，７月18日（水）に開催した連絡会議において，議会事務局から災害対応状況の説明が行われ，市当局に対し，市議会として要望を行うことを決定した。

これにより，同月26日（木）の連絡会議において，各会派から提出された市に対する要望事項を取りまとめ，同月31日（火）に10項目からなる「平成30年７月豪雨に関する要望書※2」を市長へ提出した。

【情報収集、情報提供フロー図】

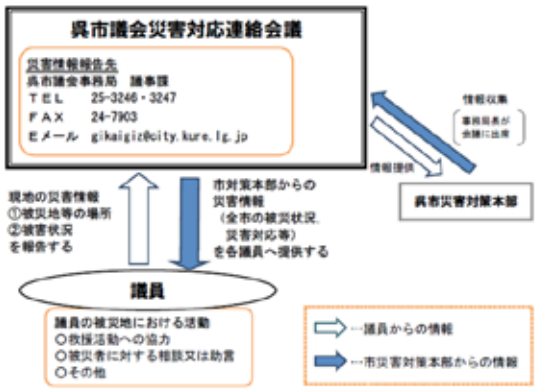

図　災害発生時における情報収集，情報提供フロー図

呉市長に要望書を提出する加藤忠二議長と
中田光政副議長（７/31撮影）

(2) 災害対応中の議会運営等

８月13日（月）には，議員全員で構成する議会協議会を開催して，市当局から今回の豪雨に伴う被害状況及び対応についての説明を求めた。

また，市からは，これらの災害対応・災害復旧を迅速に行うため，同月７日（火）に補正予算を専決処分したことが報告された。

呉市議会災害対応連絡会議（７/31撮影）

災害発生後における定例会や委員会の会議運営に当たっては，同月２日（木）の議会運営委員会で，９月定例会の運営について，告示日の繰り下げ，一般質問及び議案質疑の取りやめ，同一日での委員会の複数開催，決算特別委員会の審査日数の短縮等，会期短縮に向けた提案を行うなど，市全体として災害対応に専念できるよう柔軟に対応した。

発災後，初めて開催された９月定例会では，豪雨災害復旧・復興対策特別委員会（委員９名）が設置されたほか，「平成30年７月豪雨からの復旧・復興に関する決議」，「平成30年７月豪雨災害における特別な財政支援を求める意見書」が可決された。

発災から約２か月が経過した９月11日（火）には，市災害対策本部の廃止に合わせ，市議会としても連絡会議を廃止した。

表　市議会における対応（災害発生～９月定例会）

7/ 9（月）	全議員への安否メール送信（全議員の生存を確認）
	当面の議会行事，行政視察の受入を中止，委員会視察の中止，議会報告会の中止を決定
7/18（水）	**災害対応連絡会議開催**
	議会事務局による災害対応状況の説明
	８月上旬までのすべての会議及び行事の中止について報告
	議会から市に対する要望を行うことを決定
	議会協議会の開会についての検討
7/26（木）	**災害対応連絡会議開催**
	各会派から提出された市に対する要望事項の取りまとめ
	８月20日（月）から開会予定の９月定例会前委員会の中止を報告
7/31（火）	**各会派代表者会議において，災害復旧費等の予算措置（専決処分等）について協議**
	災害対応連絡会議開催
	市長に対して「平成30年７月豪雨に関する要望書」を提出
8/ 2（木）	議会運営委員会において，議会協議会の開会日時及び付議事件等の決定
	９月定例会における会期短縮を提案（一般質問等の取りやめ，委員会日程短縮等）
8/13（月）	**議会協議会開催「平成30年７月豪雨による被害状況及び対応について」**
	議会運営委員会において，９月定例会の会期短縮などを決定
8/20（月）	各会派代表者会議において，豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置を決定
9/ 6（木）	議会運営委員会において，９月定例会の審議日割を決定
9/10（月）	**９月定例会開会（会期9/21まで）**
	「平成30年７月豪雨からの復旧・復興に関する決議」を可決
	豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置を可決し，委員を選任
	呉市事務分掌条例の改正案を可決（復興総室の設置）
9/11（火）	**市災害対策本部の廃止に伴い，災害対応連絡会議を廃止**
9/21（金）	「平成30年７月豪雨災害における特別の財政支援を求める意見書」を可決

議会協議会での被害状況の説明（８/13撮影）

９月定例会本会議での黙とう（９/10撮影）

※1 呉市議会における災害発生時の対応要領
本市での災害発生時に，市災害対策本部と連携して，被害の拡大防止，被災者の支援及び災害の復旧に寄与することを目的として，市議会及び市議会議員の対応等を定めている。（平成28年１月24日施行）

※2 平成30年７月豪雨に関する要望書
市議会から市に対して，以下の10項目に関する必要な対応について要望書が提出された。
１．土砂等の撤去，２．災害ごみの処理，３．交通渋滞，４．断水の解消，５．市の体制，６．住宅支援，７．被災者支援，８．二次災害の防止，９．情報発信，10．災害ボランティア
なお，これら各要望事項については，11月30日（金）に開催した豪雨災害復旧・復興対策特別委員会において対応状況を報告した。

平成 30 年９月 10 日議決

平成30年７月豪雨からの復旧・復興に関する決議

本年７月豪雨により呉市では，市内各所で土砂崩れや河川の氾濫，家屋の流出，浸水及び広域的な断水等，未曾有の大災害に見舞われ，２５人もの尊い命が奪われた。

また，本市の大動脈ともいえるＪＲ呉線と広島呉道路が甚大な被害を受け，幹線道路の渋滞は厳しさを増し，日常生活に大きな支障を来している。

まず，この度の災害により犠牲になられた方々に対し，謹んで哀悼の誠を捧げるとともに，被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げる。

さらに，今回の災害に当たり，全国各地から駆けつけていただいたボランティア，自衛隊，警察及び地方公共団体などからの支援部隊の献身的な活動や，市内・県内を初め，全国から物心両面にわたり温かい支援の手が差し伸べられていることに対し，謹んで深甚なる感謝の意を表する次第である。

被災地，被災された方々の窮状はもとより，こうした多くの方々の善意に応えるために今，呉市に求められていることは，被災者の生活再建を初め，災害の早期復旧等に向けて全力を傾注することである。

よって，呉市議会は，市民と手を携え，復興に向かって確実に，かつ力強く進み，すべての市民に笑顔と，ふるさと呉に活気が戻る日まで，いかなる協力も惜しまないことをここに表明する。

以上，決議する。

呉 市 議 会

平成 30 年９月 21 日議決

平成30年７月豪雨災害における特別の財政支援を求める意見書

平成３０（２０１８）年７月５日から始まった記録的な豪雨は，市全域において多大な被害をもたらした。土砂崩れや河川の氾濫，家屋の流出，浸水及び広域的な断水等の被害は，市民生活を初めとする地域産業にも甚大な損害を及ぼした。

現在は，国や県など関係機関の協力を得ながら，市民の生活再建と地域社会の一日も早い復旧・復興に向けた取り組みが本格化しているところである。甚大な被害から復旧・復興するためにはまだまだ多くの時間と前例のない巨額な地方負担が必要で，財政基盤を弱体化させる危険性もあり，十分な復興が図れないことも予想される。

よって，国においては，自治体が不安なく復旧・復興事業に取り組めるよう，下記の項目についてさらなる財政支援策に取り組むよう強く要望する。

１　財政面において，不安なく復旧・復興に取り組める環境を整え,被災自治体の状況に応じた支援と復興後の自治体運営に影響を及ぼさないよう，実効性のある補正予算の追加や特別交付税の重点配分などの財政措置を講じること。

以上，地方自治法第９９条の規定により，意見書を提出する。

呉 市 議 会

（提出先）衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，総務大臣，財務大臣，
国土交通大臣，環境大臣，内閣府特命担当大臣（防災）

4 応援要請・協力要請

(1) 政府への支援要望

発災以降，一日も早い復旧・復興対策の実施に向け，安倍内閣総理大臣をはじめ，各府省庁に対し，次のとおり，土砂撤去や災害応急対策の推進，人的・技術的支援等の要望を行った。

（P70～「視察対応」を参照）

表　各府省庁への主な支援要望

日　付	内　容
7/14(土)	**○　石井国土交通大臣に天応地区の被災状況説明，次の支援を要望** ・二次被害防止のための土砂の早急な撤去 ・被災された方々の住宅対策 ・クレアラインやＪＲ呉線など交通の早急な復旧 ・砂防(土石流・急傾斜地対策)事業についての特段の配慮 ・河川(浸水対策)事業についての特段の配慮 ・復旧・復興に向けての人的・技術的支援 ・激甚災害の早期指定 ・災害復旧事業に係る財政支援
7/15(日)	**○　小此木防災担当大臣に天応地区の被災状況説明，次の支援を要望** **(短期的な要望)** ・二次被害防止のための土砂の早急な撤去 ・被災された方々の住宅確保 ・クレアラインやＪＲ呉線などの早急な機能回復 ・災害廃棄物処理促進 ・被災者の生活再建のための幅広い支援 ・復旧・復興に向けての人的・技術的支援 ・激甚災害の早期指定 ・災害復旧事業のための財政支援 **(中長期的な要望)** ・道路の強靱化，特に呉平谷線の建設 ・ＪＲ呉線の恒久的な機能強化 ・砂防(土石流・急傾斜地対策)事業の促進 ・河川(浸水対策)事業の促進
7/16(月)	**○　小野寺防衛大臣にこれまでの自衛隊支援へのお礼と次の支援を要望** ・二次災害防止や生活の回復のため土石の排除 ・がれきや土砂など廃棄物の運搬
7/18(水)	**○　稲山消防庁長官に被災状況説明，次の支援を要望** ・復旧・復興のための人的・技術的支援 ・災害に強い情報通信インフラ及び行政情報ネットワーク再構築 ・地方交付税等による財政支援 ・復旧・復興のための地方債制度による財政支援
7/21(土)	**○　安倍内閣総理大臣に安浦地区で被災状況を説明後，市役所において意見交換し，次の事項を要望** ・交通網の早期復旧 ・土砂の早急な撤去 ・被災者の住宅確保支援　等

日　付	内　容
7/25(水)	○　国土交通省，総務省，厚生労働省，環境省にお礼と復興支援のお願い ○　観光庁に観光による復興支援のお願い
8/22(水)	**○　中川環境大臣に天応地区で被災状況を説明後，市役所において意見交換し，次の事項を要望** ・災害等廃棄物処理事業への確実な所要額の措置

(2) 関係機関への要請等

政府への支援要望と並行して，国や広島県等の関係機関に対して，随時，災害応急対策への必要な措置・支援等の要請を行った。

表　国・広島県等関係機関への主な要請

日　付	内　容
7/9(月)	○　給水車の増派要請，特に優先して復旧が必要な道路(東広島・呉自動車道，国道31号(坂町水尻崩落)，国道185号(川尻トンネル崩土・仁方町陥没))等について広島県知事に要請 →　給水車：7/10(火)以降，各自治体・陸上自衛隊等からの給水応援 道路　：7/11(水)までに通行可能
7/11(水)	○　応急復旧対策期間中の安芸灘大橋の無料開放を広島県知事に要請 →　同日17:00から無料開放
7/13(金)	○　人命救助を最優先に行ってきた地域(天応，吉浦新出町，安浦町市原・中畑・下垣内)の二次災害対策の更なる促進のための支援強化を国・広島県に要請
	○　避難指示地域(天応地区)の現地調査のため，陸上自衛隊のヘリコプターの出動を要請 その結果，専門家と現地調査及び対応措置を実施し，安全確認を行った上で，避難指示(緊急)を解除し，避難勧告に変更
7/18(水)	○　国道31号をはじめとする市内各所での大渋滞への対策として都市交通の専門家等からなる「呉市渋滞対策委員会」を設置，委員会からの提案により，市民と企業に次の呼び掛けを実施 ・マイカーを控え，バスを利用する。　・マイカー相乗りをする。 ・時差出勤・フレックスタイムの導入　等
7/23(月)	○　呉商工会議所の神津会頭を通じて市内の企業に次の２点を要請 ①　通勤時の渋滞緩和に向けた相乗り，時差出勤等の実施 ②　住宅を失った被災者のための，天応・安浦地区で企業が保有する社宅の提供
8/10(金)	○　広島県，中国地方整備局，中国運輸局，中国四国農政局等を訪問し，今後の復旧・復興についての個別，具体的な支援を要請

※　このほか，次の事項をはじめとした災害応急対策，復旧・復興対策について，関係機関に必要な措置・支援等を随時要請。

行方不明者の捜索，被災現場の復旧等の体制増強，給水ポイントの増加，病院・高齢者等や長期断水地域への水の配送，避難所の生活環境改善，災害廃棄物対策，被災者の住宅確保等

5 視察対応

(1) 内閣総理大臣

安倍内閣総理大臣は，平成30年７月豪雨による被災状況を視察するため，７月21日(土)及び８月５日(日)の２回にわたって本市を訪れ，現地視察と本市をはじめとした自治体及び本市の被災者との意見交換を行った。

要望書を受け取る安倍内閣総理大臣(7/21撮影)

７月21日(土)

呉市視察場所	内容
安浦町市原地区	土砂災害現場視察，黙とう
安浦まちづくりセンター	避難所となっている同施設を訪問し，被災者と意見交換
市役所本庁舎	広島県知事，広島市長，呉市長，坂町長と意見交換 呉市長からの要望書手交

➢視察後の首相コメント(要旨)

○迅速に，必要な措置を講じる。
○今回の災害については，７月24日(火)に激甚災害に指定する予定である。
○災害により被災した私立学校についても，災害復旧の補助対象とする。
○休業を余儀なくされた被災者も離職者とみなし，手当等について財政措置を講じる。
○被災した自治体は，財政措置を心配することがないよう，安心して迅速に災害復旧に取り組んでいただきたい。
○政府としても，被災者の目線に立って，被災者の生活支援，生活再建，生業の再建に向けて全力をあげる。

８月５日(日)

呉市視察場所	内容
天応地区	土砂災害現場視察，黙とう
天応まちづくりセンター	避難所となっている同施設を訪問し，被災者と意見交換
天応応急仮設住宅建設予定地	建設予定地を視察

➢視察後の首相コメント(要旨)

○発災から１か月近くが経過し，道路・水道などのインフラの復旧や，大量に発生した災害廃棄物の処理については，着実に前進している。
○ＪＲ山陽本線・呉線は，完全な復旧には時間を要するが，順次，再開に向けて前進にしている。
○上水道の送水ポンプが損壊した川尻地区においては，見込みよりも前倒しで断水が解消し，インフラ等の復旧は着実に前進している。
○被災者から，避難所での生活の困難さについてのお話を伺っており，政府としても，当面の住まいの確保について，公営住宅・みなし仮設住宅への入居手続きを迅速に行いながら，応急仮設住宅の建設も急ピッチで進めることとしている。
○また，生活の再建，生業の再建等に向け，土砂・がれきの撤去に対する財政支援，中小企業・小規模事業者へのグループ補助金，観光業の風評被害対策等のため，直ちに予備費活用の第１弾として，1,000億円規模の対策を実現に移す。

(2) 国務大臣等

今回の災害による被害状況等を視察するため，７月14日(土)の国土交通大臣をはじめとして，多くの国務大臣等が本市を訪問した。

① 国土交通大臣

石井国土交通大臣※1は，７月14日(土) に天応地区において国道31号とＪＲ呉線の被災箇所を視察した後，広島県庁において意見交換を行った。本市からは，今回の災害により損壊した人流・物流ネットワークの早期復旧をはじめとした災害復旧に関する支援について要望書を手交した。

なお，同大臣は，平成31年３月24日(日)にも本市を訪れ，天応地区における砂防ダム工事の進捗状況と，ＪＲ安浦駅周辺の浸水箇所の視察を行った。

また，第４次安倍第２次改造内閣において新たに任命された赤羽国土交通大臣※2は，令和元年10月５日(土)に広島県内の被災箇所の視察の一環として，天応地区砂防ダム工事箇所を訪れ，工事の進捗状況等の説明を受けた。

このほか，国土交通省では，大塚国土交通副大臣※3，田中国土交通大臣政務官※4，阿達国土交通大臣政務官※5も本市を訪問し，被災状況等を視察した。

説明を受ける石井国土交通大臣
（右端　7/14撮影）

説明を受ける赤羽国土交通大臣
（左から２人目）

② 総務大臣

石田総務大臣※6は，10月14日(日) に本市を訪れ，市役所において意見交換を行った。本市からは，二次災害防止のための中長期的な人的支援の継続をはじめとした要望書を手交した。

意見交換の後，安浦地区を視察し，殉職した消防団員に対して黙とうを捧げた。

また，これに先立ち７月18日(水)には野田総務大臣※7と稲山消防庁長官が本市を訪れ，対口支援の状況や罹災証明書の発行について視察する予定であったが，野田総務大臣の視察が中止となったため，稲山消防庁長官に対し，復旧・復興のための人的・技術的支援をはじめとした要望書を手交後，安浦地区を視察し，殉職した消防団員に対して黙とうを捧げた。

要望書を受ける石田総務大臣(左端)

③ 内閣府特命担当大臣（防災担当）

小此木防災担当大臣※8は，７月15日（日）に天応地区の被災状況を視察した。本市からは，二次災害防止のための早急な土砂の撤去をはじめとした要望書を手交した。

また，第４次安倍改造内閣において新たに任命された山本防災担当大臣※9は，10月22日（月）に天応地区応急仮設住宅を視察し，同住宅の談話室において仮設住宅の住民との意見交換を行った。

本市からは，砂防事業・治山事業の促進をはじめとした要望書を手交した。

説明を受ける小此木防災担当大臣
（右から２人目）

仮設住宅に到着した山本防災担当大臣
（左から２人目）

④ 環境大臣

中川環境大臣※10は，８月22日（水）に天応地区を視察した後，市役所において意見交換を行った。本市からは，災害廃棄物処理事業に関する財政支援等の拡充についての要望書を手交した。

また，意見交換の後，災害ごみの一時集積場となっている広多賀谷集積場を視察した。

取材を受ける中川環境大臣（中央）

⑤ 防衛大臣

小野寺防衛大臣※11は，７月16日（月）に江田島市を視察した後，海上自衛隊呉地方総監部において，護衛艦「かが」の視察を行い，災害派遣任務に当たる自衛隊員を激励した。

また，かが艦内において，本市から災害時の自衛隊派遣に対する謝意を表すとともに，意見交換を行った。

説明を受ける小野寺防衛大臣
（右から２人目）

表　国務大臣等による視察等の状況

視察等年月日	国務大臣等	視察場所
平成30年７月14日（土）	石井国土交通大臣	天応地区
平成30年７月15日（日）	小此木防災担当大臣	天応地区
平成30年７月16日（月）	小野寺防衛大臣	護衛艦かが
平成30年７月18日（水）	稲山消防庁長官	安浦地区
平成30年８月22日（水）	中川環境大臣	天応地区・広多賀谷集積場
平成30年10月14日（日）	石田総務大臣	安浦地区
平成30年10月22日（月）	山本防災担当大臣	天応地区
平成31年１月29日（火）	田中国土交通大臣政務官	天応地区
平成31年２月16日（土）	阿達国土交通大臣政務官	天応地区（15日）
平成31年３月24日（日）	石井国土交通大臣（再訪）	天応地区・安浦地区
令和元年５月11日（土）	大塚国土交通副大臣	天応地区
令和元年10月５日（土）	赤羽国土交通大臣	天応地区

※1 石井国土交通大臣
（任期）平成27年10月７日～令和元年９月11日

※2 赤羽国土交通大臣
（任期）令和元年９月11日～

※3 大塚国土交通副大臣
（任期）平成30年10月４日～令和元年９月13日

※4 田中国土交通大臣政務官
（任期）平成30年10月４日～令和元年９月13日

※5 阿達国土交通大臣政務官
（任期）平成30年10月４日～令和元年９月13日

※6 石田総務大臣
（任期）平成30年10月２日～令和元年９月11日

※7 野田総務大臣
（任期）平成29年８月３日～平成30年10月２日

※8 小此木防災担当大臣
（任期）平成29年８月３日～平成30年10月２日

※9 山本防災担当大臣
（任期）平成30年10月２日～令和元年９月11日

※10 中川環境大臣
（任期）平成29年８月３日～平成30年10月２日

※11 小野寺防衛大臣
（任期）平成29年８月３日～平成30年10月２日

6 平成30年７月豪雨に適用された措置の状況

今回の災害では，被害の甚大さに鑑み，応急救助の実施に関する災害救助法の適用のほか，被災者の生活再建や迅速な災害復旧を後押しするための各種措置が適用された。

本市に適用された措置の主なものは，次のとおりである。

⑴ **災害救助法の適用**〔７月７日(土) 広島県決定(適用日：７月５日(木))〕
⑵ **被災者生活再建支援法の適用**〔７月13日(金) 広島県決定(適用日：７月５日(木))〕
⑶ **特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定**
〔７月14日(土) 閣議決定，同日政令公布・施行〕
⑷ **激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定**
〔７月24日(火) 閣議決定，７月27日(金)政令公布・施行〕

⑴ 災害救助法の適用

広島県では，大雨による災害で多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じており，継続的に救助を必要としているとして，７月７日(土)に「災害救助法」を同月５日(木)から適用(災害救助法施行令第１条第１項第４号)することを決定した。

これにより，広島県が災害救助法における応急救助の実施主体となり，本市では救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことについて，広島県からの委任を受けて救助を実施した。

なお，今回の豪雨では，全国で11府県(67市39町４村)，広島県内では本市を含む11市４町※に災害救助法が適用されている。

表　災害救助法の適用を受ける救助に係る事務の担当部局

法の適用を受ける救助12項目	担当部局
避難所の設置	総務部
応急仮設住宅の供与	土木部・都市部
炊き出しその他による食品の給与	市民部(調達までは産業部)
飲料水の供給	上下水道局
被服，寝具その他生活必需品の給与・貸与	市民部(調達までは産業部)
医療・助産	福祉保健部
被災者の救出	消防局
住宅の応急修理	都市部
学用品の給与	教育委員会
埋葬	環境部
死体の捜索・処理	消防局(処理は福祉保健部)
障害物の除去	土木部

(注) 平成30年７月14日付呉災対第１号「災害救助法の適用を受ける救助に係る事務について」から一部を抜粋
なお，全対策部の救助経費求償関連事務の総括及び広島県との連絡調整については，福祉保健部福祉保健課が担当

※広島県内の適用市町(11市４町)
広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，東広島市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町

(2) 被災者生活再建支援法の適用

広島県では，７月13日(金)に今回の災害を「被災者生活再建支援法」の対象となる自然災害とし，県内全域における被災者に対して法に基づく支援を同月５日(木)から適用することを決定した。

これにより，住宅の被害程度に応じて支給される支援金(基礎支援金)や，住宅の再建方法に応じて支給される支援金(加算支援金)が支給されることとなった。

なお，基礎支援金の申請期限は，災害があった日から13か月までとされていたが，令和２年８月４日(災害があった日から25か月)まで１年延長されている。

支援制度の概要

《対象》

・住家が全壊の被害を受けた世帯
・住家が半壊又は住家の敷地に被害が生じ，その住家をやむなく解体した世帯
・住家が半壊し，大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

《支援金の額》(　)内は，単身世帯の場合の額

支援金の支給額は，①と②の支援金の合計額

①基礎支援金〈住家の被害程度に応じて支給〉
　支給額：最高100万円(75万円)
　申請期限：令和２年８月４日(火)

②加算支援金〈住家の再建方法に応じて支給〉
　支給額：最高200万円(150万円)
　申請期限：令和３年８月４日(水)

平成３０年７月１３日
内閣府（防災担当）

平成３０年７月豪雨による災害に係る
被災者生活再建支援法の適用について（広島県）

１．平成３０年７月豪雨による災害について、広島県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。

２．今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	支援法適用日	適用基準（支援法施行令）	住宅被害（世帯）		
			全　壊	半　壊	床上浸水
広　島　県（ひろしまけん）	７月５日	第１条第３号	１２２以上	－	－

注：上記の数値は平成３０年７月１３日（金）１７時００分現在の広島県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>
１．支援金支給の仕組み（法第１８条）
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その１／２については国が補助することとされている。

２．対象となる自然災害（施行令第１条）
今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第１条第３号（１００以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害）に該当することによる。

※ 広島県においても同時発表。

内閣府(防災担当)による法適用の公表資料(抜粋)

(3) 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

国(内閣府)は，今回の豪雨災害の被害が甚大で，被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況であることから，「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき，「平成30年７月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により，特定非常災害として指定するとともに，行政上の権利利益に係る満了日の延長などの各種特別措置が適用された(７月14日(土)閣議決定，同日政令公布・施行)。

これにより，被災によって自動車運転免許証などの更新等の手続がとれない場合があることを考慮し，許認可に係る有効期限の延長などの特別措置が適用された。

《適用措置の内容》

①行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第３条)
②期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第４条)
③債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第５条)
④相続の承認又は放棄をすべき期間の特例(法第６条)
⑤民事調停法による調停の申立ての手数料の特例(法第７条)

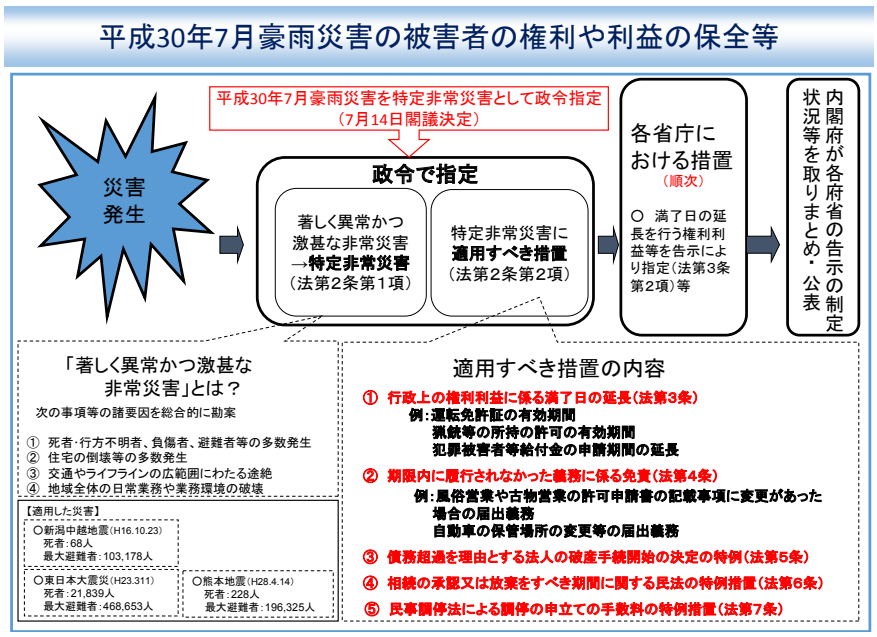

図　平成30年７月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等の概要
（出典：内閣府（防災担当）公表資料（平成30年７月豪雨災害における被災者支援の取組みより抜粋））

なお，令和元年12月に同政令の改正が閣議決定され，応急仮設住宅について，建築基準法により定められている存続期間をさらに１年を超えない範囲内で延長をすることが可能（再延長可）となった（令和元年12月20日（金）閣議決定，同年12月25日（水）公布・施行）。

《追加された適用措置の内容》

⑥建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例（法第８条）

(4) 激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定

平成30年７月豪雨など梅雨前線による豪雨，台風第５号から８号による一連の気象現象は，全国各地に甚大な被害をもたらしたことから，「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき，「平成30年５月20日から７月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により，当該災害を激甚災害（本激）として指定し，災害復旧事業に関する通常の国庫補助率を嵩上げするなどの特別の財政措置が適用された（７月24日（火）閣議決定，７月27日（金）政令公布・施行）。

《適用措置の内容》

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第２章）
②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第５条）
③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）
④中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
⑤公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
⑥私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
⑦市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
⑧母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
⑨罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
⑩小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
⑪雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

7　災害対応予算の編成，国の財政措置等

(1) 災害対応予算の編成

今回の災害による被害は甚大であり，被災者の救助や生活再建，被災したインフラの機能回復，公共施設等の早期復旧に取り組むため，災害対応のための財政需要見込みを把握し，速やかに所要の補正予算を編成することとした。

表　災害対応予算の編成過程

7/11（水）	豪雨災害に伴う補正予算要求についての各部通知(呉財財第254号)
7/31（火）	市議会(各派代表者会議)と災害復旧費等の予算措置について協議 ※９月定例会での補正予算議決後の執行では間に合わないものを対象として，豪雨災害に伴う８月補正予算を専決処分する方向で調整(９月定例会後の執行で間に合うものは９月補正予算として計上)
8/ 6(月)	８月補正予算について市長査定(編成作業終了)
8/ 7(火)	８月補正予算を専決処分，市長による記者発表 ※平成30年度呉市一般会計補正予算(第１号）ほか５会計の補正予算について専決処分(全６会計の補正予算総額 332億円) (内訳:一般会計 320億円，特別会計 1.5億円，企業会計 11億円)
8/17（金）	９月補正予算について市長査定(編成作業終了)
9/18（火）	８月補正予算(専決処分の承認)，９月補正予算議決

平成30年７月豪雨に伴う補正予算の専決処分　市長コメント(抜粋)

本日，平成30年７月豪雨災害に対応するための補正予算を決定し，専決処分しましたので，その内容をお知らせいたします。

(中略)

今回の豪雨による被害は，過去に類を見ないほど広範囲で大規模なものとなりました。こうした甚大な被害へ迅速に対応するため，本日付けで補正予算を専決処分いたしました。

この度の補正予算額は，総額で 332億円でございます。

そのうち，一般会計の額は 320億円で，過去最大の補正予算額となりました。

これは，本年度の当初予算 988億円の３分の１に相当する額で，補正後の一般会計予算額は，1,308億円となり，これも過去最大の年間予算額となったものです。

私は，この補正予算に盛り込んだ事業を速やかに実行し，被災された皆様の生活再建とインフラ等公共施設の復旧に速やかにかつ着実に取り組んでいく所存でございます。

また，今後，更に予算が必要になる場合には，補正予算を追加して対応してまいります。

今後も引き続き，市民の皆様が被災前の当たり前の生活を取り戻せるよう，そして，呉市の復興に向け，呉市を災害に強い幸せで魅力ある都市として復活，再生できるよう，市民の皆様と力を合わせて全力を尽くしてまいります。

平成30年８月７日
呉市長　　新原　芳明

表　８月補正予算（専決処分）の概要

一般会計　（単位：千円）

補正項目	補正予算額	財源内訳			
		国・県	市債	その他	一般財源
災害救助費	15,750,480	6,397,679	5,907,100	6,905	3,438,796
災害復旧費	16,249,700	6,858,079	5,689,600	1,500,817	2,201,204
計	**32,000,180**	**13,255,758**	**11,596,700**	**1,507,722**	**5,640,000**

※補正に伴う一般財源（5,640,000千円）は，財政調整基金繰入金により対応

集落排水事業特別会計　（単位：千円）

補正項目	補正予算額	財源内訳			
		国・県	市債	その他	一般財源
災害復旧費	143,300	62,700	70,000		10,600

内陸土地造成事業特別会計　（単位：千円）

補正項目	補正予算額	財源内訳			
		国・県	市債	その他	一般財源
災害復旧費	2,500				2,500

企業会計（水道事業会計，工業用水道事業会計，下水道事業会計）　（単位：千円）

会計	補正項目	補正予算額	財源内訳		
			補助金	企業債	自己資金
水道	被災施設対応	329,400	184,100	86,100	59,200
	応急給水活動等	57,500	23,600		33,900
	計	386,900	207,700	86,100	93,100
工業用水道	被災施設対応	305,500	200,000	100,000	5,500
	応急給水活動等	5,700			5,700
	計	311,200	200,000	100,000	11,200
下水道	被災施設対応	375,300	229,500	145,800	
	応急給水活動等	24,500			24,500
	計	399,800	229,500	145,800	24,500
合計		**1,097,900**	**637,200**	**331,900**	**128,800**

なお，今回の災害に対応するための所要経費については，その後も累次の補正を行い，発災年度（平成30年度）における最終的な補正予算額は，全会計で約273億円の規模となった。

表　災害対応に要する最終補正予算規模（平成30年度）　（単位：千円）

区分	８月補正（専決処分）	９月補正	12月補正	３月補正	３月補正（専決処分）	**合計**
一般会計	32,000,180	165,225	276,310	▲3,954,145	▲2,560,300	**25,927,270**
特別会計	145,800					**145,800**
企業会計	1,097,900			89,256		**1,187,156**
合計	**33,243,880**	**165,225**	**276,310**	**▲3,864,889**	**▲2,560,300**	**27,260,226**

(2) 国の財政措置等

① 予備費の使用

政府においては，発災後直ちに緊急物資支援(プッシュ型物資支援)を実施するための経費として，予備費20億円の使用について７月12日(木)に閣議決定した。

また，被災者の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージの取りまとめを行い，８月２日(木)に「平成30年７月豪雨　生活・生業再建支援パッケージ」を決定した。これに基づき，生活の再建のための被災者生活再建支援金の支給，生業の再建のための中小企業グループ補助金や農業用ハウス等の復旧のほか，河川の浚渫等といった緊急対応を行うこととし，次のとおり２段階に分けて予備費の使用を閣議決定した。

８月３日(金)　予備費の使用について閣議決定(第１弾　1,058億円)

生活の再建関連経費	162億円
生業の再建関連経費	611億円
災害応急復旧関連経費	16億円
災害救助関連経費	269億円

９月７日(金)　予備費の使用について閣議決定(第２弾　616億円)

生活の再建関連経費	4億円
生業の再建関連経費	19億円
災害応急復旧関連経費	593億円

平成30年７月豪雨　生活・生業再建支援パッケージ

平成30年７月豪雨
被災者生活支援チーム

1. 基本方針

- 被災地の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていく。今後も、本パッケージに基づき、被災者の安心感を確保し、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、随時、予備費等の措置を講じていく。
- 地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細かな災害応急復旧を早急に進めていくとともに、被災した中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望をもって取り組めるよう、被災地における地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施する。

2. 緊急対応策

(1)生活の再建

- 廃棄物、がれき、土砂の処理
  - ・廃棄物、がれき、土砂の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に対し市町村等への的確な財政支援
  - ・まちなかの廃棄物、がれき、土砂を市町村が一括撤去できる制度構築
  - ・被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるよう、運用上の取扱いを明確化
- 住宅再建等
  - ・被災者の方々に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理
  - ・応急的な住まいの提供可能戸数を一元的に把握し、被災者に情報提供
  - ・住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を支給
  - ・住宅を失った方のため、災害公営住宅の整備

- 金融支援等
  - ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大2年まで延長
  - ・保険料減免等の特別措置を実施した保険者・自治体に対して財政支援
- 切れ目のない被災者支援
  - ・孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援、心のケア等
  - ・専用の消費者相談ダイヤルの周知を図るとともに、架空請求対策を実施

(2)生業の再建

- 中小企業・小規模事業者の支援等(「寄り添い型支援」の創設)
  - ・グループ補助金：被害を受けた中小企業等グループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に施設等の復旧費用を補助(最大3/4)。事業者負担分は無利子融資
  - ・持続化補助金：個社への補助上限額を50万円から最大200万円に引上げ。機械・車両購入・店舗改装、再開時の広告宣伝まで幅広く補助(2/3)。事業者負担分(1/3)も支援
  - ・日本公庫の低利融資枠の拡大による資金繰り支援や商店街補助金等を措置
- 農林漁業者の支援(営農維持・一日も早い経営再開)
  - ・共同集出荷施設・農業用ハウス・機械の再建、農薬・肥料の購入等の支援
  - ・農地・農業用施設等の農林漁業関係施設の早期復旧
  - ・果樹の植替(かんきつ：23万円/10a等)、未収益期間の支援(22万円/10a)
  - ・農業用ため池の緊急点検・応急整備
- 観光業の風評被害対策
  - ・宿泊料金等の低廉化(1人1泊当たり最大6,000円)を支援し、今夏より、被災地域の観光需要を迅速に喚起
  - ・SNSやメディア等を通じ、正確な被災地情報等を発信

- 地域の雇用対策
  - ・雇用調整助成金の受給要件の緩和、助成率引上げ(中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
  - ・雇用保険の失業手当について、災害による事業所の休業で賃金を受け取れない場合等にも支給

(3)災害応急復旧

- 災害復旧事業の迅速化
  - ・被災自治体の災害査定に要する業務、期間等を縮減する等、公共土木施設等、水道施設、学校・社会教育施設、医療・福祉施設等の災害復旧事業を迅速に実施
- 河川の浚渫、樹木の撤去、岩・土砂等への対応
  - ・国管理河川改修等を迅速に行い、県管理河川も、国が積極的に技術的支援を行いつつ、防災・安全交付金等を活用して支援
  - ・二次災害の懸念のある岩・土砂の応急対策を早急に実施

(4)災害救助

- 応急救助
  - ・避難所の設置、飲料水供給、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等(一部再掲)
  - ・災害援護資金の貸付け、災害弔慰金の支給
- 自衛隊の活動
  - ・自衛隊の災害派遣活動等を通じ、がれき処理、防疫、入浴、給水支援等の実施

平成30年７月豪雨　生活・生業再建支援パッケージの概要
(出典：平成30年７月豪雨被災者生活支援チーム公表資料)

② 補正予算の成立

10月15日（月）に閣議決定（10月24日（水）国会提出，11月７日（水）成立）された「平成30年度補正予算（第１号）」では，追加歳出総額9,356億円のうち，平成30年７月豪雨への対応分[※1]として，5,034億円が措置されている。

また，12月14日（金）に，「防災・減災，国土強靱化のための３か年緊急対策」を閣議決定した。

これを踏まえ，同月21日（金）に閣議決定（平成31年１月28日（月）国会提出，２月７日（木）成立）された「平成30年度補正予算（第２号）」においては，防災・減災，国土強靱化として，１兆723億円，災害復旧等事業費として2,136億円，災害対応のための特別交付税として700億円を加算する措置がなされている。

防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の概要　平成30年12月14日 閣議決定　国土強靭化

1．基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、
- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靭化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2．取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目
○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模（※1、※2）をもって実施。

Ⅰ．防災のための重要インフラ等の機能維持	**おおむね3.5兆円程度**
（1）大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね2.8兆円程度
（2）救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	おおむね0.5兆円程度
（3）避難行動に必要な情報等の確保	おおむね0.2兆円程度
Ⅱ．国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	**おおむね3.5兆円程度**
（1）電力等エネルギー供給の確保	おおむね0.3兆円程度
（2）食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね1.1兆円程度
（3）陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね2.0兆円程度
（4）生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね0.02兆円程度

（※1）
うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。
平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。
（※2）
四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3．本対策の期間と達成目標

○期間：2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度）の3年間
○達成目標：防災・減災、国土強靭化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了（概成）又は大幅に進捗させる。

防災・減災，国土強靭化のための３か年緊急対策の概要
（出典：平成30年12月内閣官房国土強靭化推進室公表資料）

[※1] 平成30年度補正予算（第１号）のうち平成30年７月豪雨への対応分

①生活の再建	（367億円）	災害廃棄物の処理，被災者生活再建支援金など
②生業の再建	（1,985億円）	グループ補助金，被災中小企業者等への資金繰り支援など
③災害応急復旧	（2,319億円）	土木施設，学校施設，水道施設，福祉施設等の災害復旧など
④災害救助	（363億円）	自衛隊の災害派遣活動など
計	5,034億円	

③ その他の支援

ア　激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定（再掲）

今回の災害を激甚災害（本激）として指定し，災害復旧事業に関する通常の国庫補助率を嵩上げするなどの特別な財政措置が適用された。

７月24日（火）　閣議決定
７月27日（金）　政令公布・施行

イ　普通交付税の繰上げ交付

今回の豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体の資金繰りを円滑にするために，地方交付税法第16条第２項の規定に基づき，９月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付（総額約346億５千万円）することが決定された。

繰上げ交付の対象となった団体は，全国58団体（42市16町）で，このうち広島県内では，９市４町に対して約89億３千万円が繰り上げて交付された。

７月13日（金）　普通交付税の繰上げ交付の決定
７月17日（火）　現金交付（本市の繰上げ交付額　1,365,000千円）

ウ　地方創生応援税制対象事業の認定

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象として，本市の『住みたい行きたいまちづくり事業～平成30年７月豪雨災害からの復興に向けて～』が認定された。（Ｐ227「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用」を参照）

11月９日（金）　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業として認定
11月21日（水）　株式会社ディスコから企業版ふるさと納税を活用した寄附の申し出